

平成 14 年 5 月 20 日
豊橋創造大学教授 黒田 朗

「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編等の作成、整備について」の意見

要旨

「企業向け貸出金リスクウェイトを百パーセントとする自己資本比率計算式を中小企業金融機関に適用する現在の方式は、信用収縮を招きデフレを加速する。金融機関の破綻原因を金融庁検査に帰する風潮の下では、マニュアル適用が最悪事態を前提とする保守的なものになってしまう。中小企業専門金融機関・政府系中小企業金融機関が行う企業再生支援、新規事業企業支援等の前向き融資を積極化するためには、検査官が中小企業金融機関の責任と使命を十分理解するようマニュアルで確認しその徹底を図るべきである。そのためには、企業再生の進展に伴う債務者区分の格付け引き上げ変更の事例、新規事業・企業向け融資の判断基準など、いくつかの前向き事例を中小企業融資判断用マニュアルに追加すべきである。現在のように、情報開示を錦の御旗に、中小企業金融機関を不正を隠す悪者と断ずる風潮は、信用収縮を加速するだけである。」

現下の国際金融情勢において、大手都市銀行については国際基準に沿った自己資本比率の維持、またその融資先の多国籍大企業等については国際基準に沿った企業会計原則の適用が要請されることは是認される。しかしながら、証券市場にて資金調達することができない数百万の中小企業及びこれらの中小企業に対して融資を行っている中小企業向け金融機関について国際基準（同じ計算式）による自己資本比率の維持を（たとえ 4% であれ）そのまま適用するのは、無謀である。それでは、角を矯めて牛を殺す。これまで、一般中小企業に対しては、中小企業向け金融機関が、我が国独自の金融制度及び商慣習（手形取引、企業間信用）の下で、融資を行ってきた。金融庁検査と自己資本比率規制は、我が国のこうした金融制度、金融方式に十分配慮した上で、完全に別建てで行われるべきである。

1. 新規事業・企業向け融資を促進するための事例追加

産業構造の改革を進めるには、産業・事業の新陳代謝を図ること、すなわち、衰退産業向け不良債権処理の促進に加えて、中小企業の新事業や新起業が数多く生まれることが重要である。しかしそれらの新規事業は、通常当初 3 年程度は赤字であるため、元金の棚上げ、追加融資支援などの「育てる金融」が必要とされる。

これらの必要資金はリスクマネーとして直接金融の導入やそれらとの協調も考えられるが、そのような金融システムとして調達環境が整備されることは百年河清を待つに等しい。中小企業に関してこれを実現することは無理である。この分野は、従来どおり、地域金融

機関、政府系金融機関等がその任務を担うことになる。

経営計画にそって経営がなされており、債務者および金融機関が3年経過後に黒字経営が可能と判断、融資金額が小額、例えば概ね10百万円以下、また必要金額がそれ以上であれば複数行の協調などで各行10百万円以下にリスクが限定されている、などの条件が満たされていれば、要注意先よりも信用度の低い債務者区分としない。

2. 金融検査マニュアルの運用などに係る提言

1. 従来の金融検査は今回の様な具体的な例示がなかったこともあり、現場の金融検査は下限に張り付く保守的なものになっている。しかし、それは新しい制度を取り入れたときの一般的な問題であり、「相場がオーバーシュートする」のに似ている。即ち相場とは、ひとたび上がると思えば必要以上に上がりすぎ、時間的な経過とともに修正されるものであり、反対に下がるときにはその逆の調整がなされるものである。

また上記以外の保守性の要因として検査官の検査結果に対する評価責任があり、それが一層保守性を高めている。即ち検査の結果として「正常」の判断がなされながら、不幸にして金融機関が倒産した場合の当局の検査責任にはデリケートな問題が潜んでおり、ペイオフが動き出した今日を考えれば、国家賠償責任をも懸念させるような事態が生じうるかもしれない。検査官の評価責任について、(安易に)下限に張り付く保守的取り扱いに流れないように担保する配慮が必要である。

今回の事例の提示はこれらのリスクをある程度緩和するものであるが、これらの効果の恩恵は前記の通り金融機関自体よりも当局乃至は検査官自身が受けるものである。検査官は、そのことを踏まえ、金融検査の幅(自由度)を拡大していく必要がある。

2. 金融検査の保守性、硬直性は対象先評価の見直しに際しても生じる。即ち一度「破綻懸念先」のレッテルが貼られてしまうと、容易にそれを変更することが難しくなるといふ現実がある。

企業内容は極めて変動的なものであり、最近はとみにその傾向を強めている。一般に、金融機関というものは一旦下された「否定的な情報」を修正することに対し慎重になる。改善が見込まれつつある企業に対しては、柔軟な債務者区分の変更(例、破綻懸念先 要注意先)が必要であり、この点においてマニュアル運用上の例示が必要である。

この観点は、最近注目されている民事再生等の企業再生を目指す企業に対する評価にも通じる。即ち計画通りに事業改善が進む企業に対しては「破綻先」の債務者区分をなるべく早く(破綻懸念先、要注意先などへ)変更していくことが求められており、そのメルクマール(3年間計画通り推移など)が例示される必要がある。

3. 中小企業政策が保護の観点から新陳代謝を進める方向に変わってきている状況のもとにおいて、金融機関にその方向転換を実現するための政策性（新陳代謝の促進）の実行が求められている。

しかし、現実には不良債権処理と貸渋り回避の行政指導の狭間で立ち往生しているのが、今日の金融機関である。政策性発揮（新陳代謝の促進のためのリスクテイク）のための余力は限定される。また、政策性を中心においた経営（リスクテイク）は必ずしも株主、預金者の支持を得られるものではなく、時として利害が対立する。訴訟リスクさえ懸念されるこうした状況下にあっては、自己査定 of 柔軟性を実現することは極めて難しい。中小企業分野については、十分な配慮を行うように強調すべきであろう。

昨今政府系金融機関はやり玉にあがるばかりであるが、政策性を発揮するのが政府系の本領であることを考えれば、この転換期にこそその使命を課すべきものと思われる。

即ち限界企業への融資に対する金融検査マニュアルの「幅（自由度）」を特に政府系に与え、リスクを取る融資をいたずらに背任行為として断罪すべきではない。金融機関が、政策性を遺憾なく発揮できる環境を整えることが大切である。

ベンチャーに対するリスクマネー、業種転換資金、企業再編資金など企業の環境変化に対するニーズに対しては、企業信用の査定もさることながらその政策的評価も合わせて勘案されるべきであろう。（投機的財テク、不動産投資などに端を発した住専問題、長銀問題、日債銀問題と、中小企業金融を同一視すべきではない。）

4. 上記の視点は地域金融の政策性（地域の社会的経済的安定、雇用確保）を考えるうえでも重要である。即ち地域の特性を踏まえた政策的な経営が、決して株主・預金者の利害と対立するものではないことを地域金融機関自身が方針として打ち出し当局に納得させていくことである。

個々の案件レベルでの捌きではなく、方針（政策）としての地域発展の政策理念を当局との間でオーソライズしていくことが地域金融機関の責任であり、また当局自身もそのスケールで地域金融を理解していくことが重要（マニュアルの視点として考慮されるべきもの）である。

以上